

## 当座勘定規定の一部改定のお知らせ

平素は、中栄信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
当金庫では、「当座勘定規定」を下記の通り改定いたします。  
なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用となります。

## 記

## 1. 改定日

令和5年8月23日（水）

## 2. 改定内容（改定条文抜粋）

改定前	改定後
第9条（支払いの範囲） ①呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。	第9条（支払いの範囲） ①呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。  ②呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。
②手形、小切手の金額の一部支払いはしません。	③手形、小切手の金額の一部支払いはしません。

3. 改定後の規定については、令和5年8月23日以降にホームページに掲載いたします。

以上